

情報提供資料

1. 緊急自然災害防止対策事業債について …… P.1
2. 緊急浚渫推進事業について …… P.2
3. 国土強靱化地域計画について …… P.5

令和2年5月
中部地方整備局

緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、**地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進**するため、新たに「**緊急自然災害防止対策事業債**」を創設（事業期間は、**平成31、令和2年度の2か年**）

・ [提出期限等は、資料右下に記載しています。](#)

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業。また、**国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象※**とする。

※ 国庫補助の要件を満たさない事業の例は以下のとおり。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象とする。

（国庫補助事業の要件を満たさない事業の例）

■河川（ダムに関する事業を除く）に関する事業

- 国庫補助事業の要件を満たさない総事業費の一級河川、二級河川又は準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
- 国庫補助事業の要件を満たさない容量の雨水貯留浸透施設の整備

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災
令和2年度より、以下の事業を対象事業として拡充する。

【 **道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）、農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））** 】

財政措置

緊急自然災害防止対策事業債（**充当率100%**）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

【参考】対象事業（例）

○小規模河川の護岸改修



○山腹斜面の法面对策



○ため池の堤体補強工事



提出期限（整備局宛※）

- ・ 一次募集：5月11日（月）
- ・ 提出先：各県事業担当課
※市町村から県事業課への提出期限は、各県事業担当課へ確認をお願いします
- ・ 毎月募集を行っており、確認結果は月末までに連絡します

緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

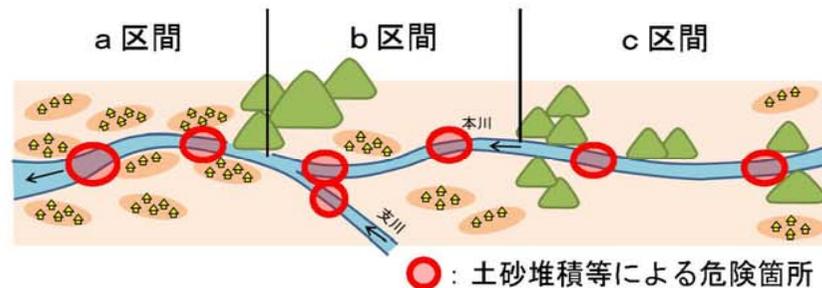
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
- b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
- c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

緊急浚渫推進事業の対象事業について

各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

【各分野共通の取扱い】

- ・ 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用(設計費を含む)、付帯工事費(仮設道路の設置等)、土砂等の運搬・処理費
- ・ 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画(仮称)」の策定でも可(都道府県(指定都市)は計画期間内に個別計画の策定・改定が必要)
- ・ 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける(又は「堆積土砂管理計画」(仮称)を策定する)前に着手した浚渫も対象(令和2年度中の位置付け(又は策定)が必要)

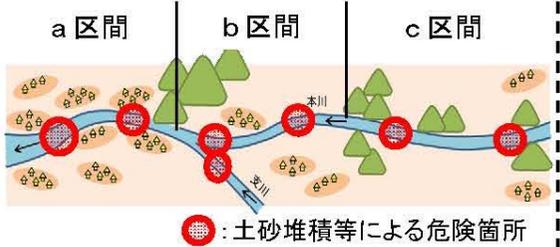
分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準(実施箇所・目標の設定の考え方)
河川	<p>【都道府県・指定都市】(一級・二級河川) 河川維持管理計画</p> <p>【市町村】(準用河川・普通河川) 堆積土砂管理計画(仮称)</p> <p>※ 河川維持管理計画の策定は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分 ・ 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、河道の流下能力等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定
ダム	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水調節容量の余裕(20%等)に対する堆砂率が概ね15%以上の堆積土砂が存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を概ね15%未満にすることを目標として設定
砂防	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防設備(砂防堰堤や溪流保全工等)について、保全対象(人家、公共施設等)や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分 ・ 設備区分や堆積土砂率等に応じ、実施箇所を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、計画捕捉量等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定
治山	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害危険地区(※)に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定 <p style="text-align: right;">※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害の恐れがある地区</p>

(参考) 緊急浚渫推進事業における各分野の対象事業

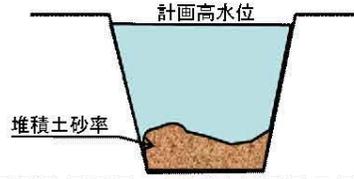
河川

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の危険度の区分（イメージ）】



【堆積土砂率（イメージ）】



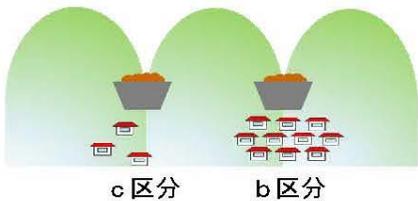
(参考) 危険度の区分（イメージ）

- a区間：維持管理上特に重要な区間
(洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等)
 - b区間：維持管理上重要な区間 (a区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間)
 - c区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所でも氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある

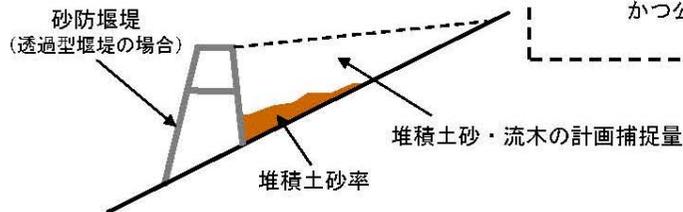
砂防

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を除石計画に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【砂防の危険度の区分（イメージ）】



【堆積土砂率（イメージ）】



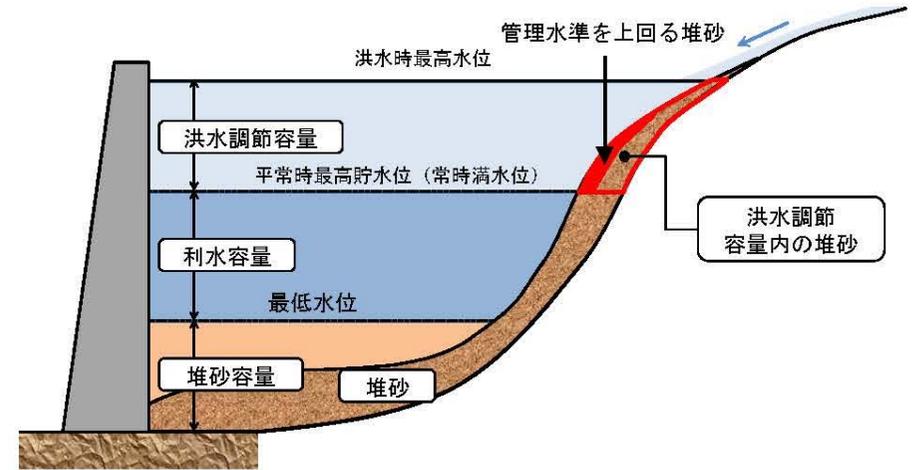
(参考) 危険度の区分（イメージ）

- a区分：影響度大
保全対象となる人家数が多い
又は公共施設あり
- b区分：影響度中
保全対象となる人家数が一定程度ある
かつ公共施設なし
- c区分：影響度小
保全対象となる人家数が少ない
かつ公共施設なし

ダム

洪水調節容量の管理水準（※）を上回る土砂が堆積した箇所をダムの維持管理に係る個別計画に位置付け、緊急的に浚渫を実施

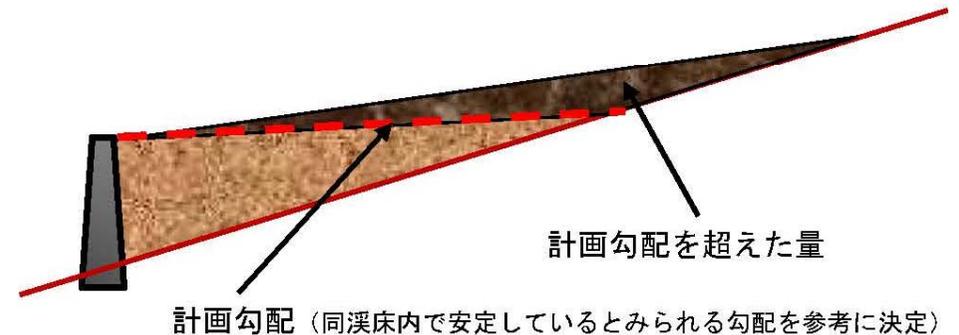
（※）現行の基準では、洪水調節容量内の3%程度



治山

山地災害危険地区（※）の治山施設に係る計画勾配を超える土砂が堆積した箇所を個別施設計画に位置付け、緊急的に浚渫を実施

（※）地質や地形等から人家や公共施設等に直接被害を与える影響が大きいと林野庁が判定した地区



国土強靱化 ～強くて、しなやかなニッポンへ～

- 大規模自然災害等に備えるため、起きてはならない最悪の事態を念頭に置き、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に取組む。
- 国、地方、民間が一体となって、国土強靱化の推進が必要。

国土強靱化の基本目標

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けずに維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧・復興**

ソフトとハードの組合せ

ソフト施策

ハザードマップの作成・活用



避難訓練の実施



適切な組合せ

ハード施策

河川・海岸堤防の整備



迅速かつ円滑な避難施設、避難路等の整備



国土強靱化基本計画

[H26.6閣議決定]

[H30.12閣議決定(基本計画の見直し)]

[政府が作成]

調和

[基本計画の見直し]

- ① 災害から得られた知見の反映
- ② 社会情勢の変化等を踏まえた反映
- ③ 災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策・BCPの普及など、引き続き推進
- ④ 重点化すべき20プログラムの選定
- ⑤ 防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策

国土強靱化地域計画

[都道府県・市町村が作成]

地域強靱化

国土強靱化地域計画

総合計画

地域防災計画

国土利用計画



■地域強靱化推進のための取組内容の例

・交通・物流 ～交通ネットワークの強化～
(緊急輸送路等の整備・耐震対策)

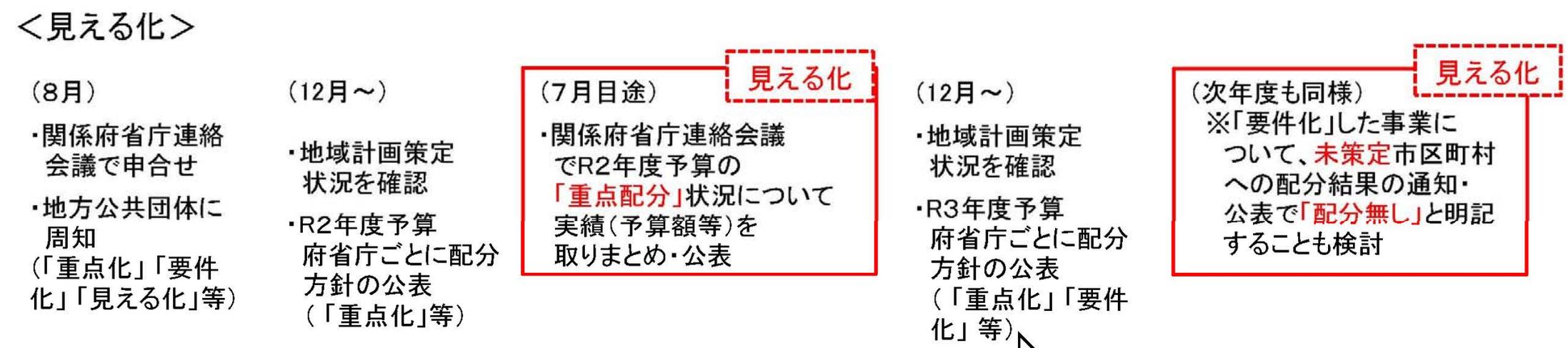
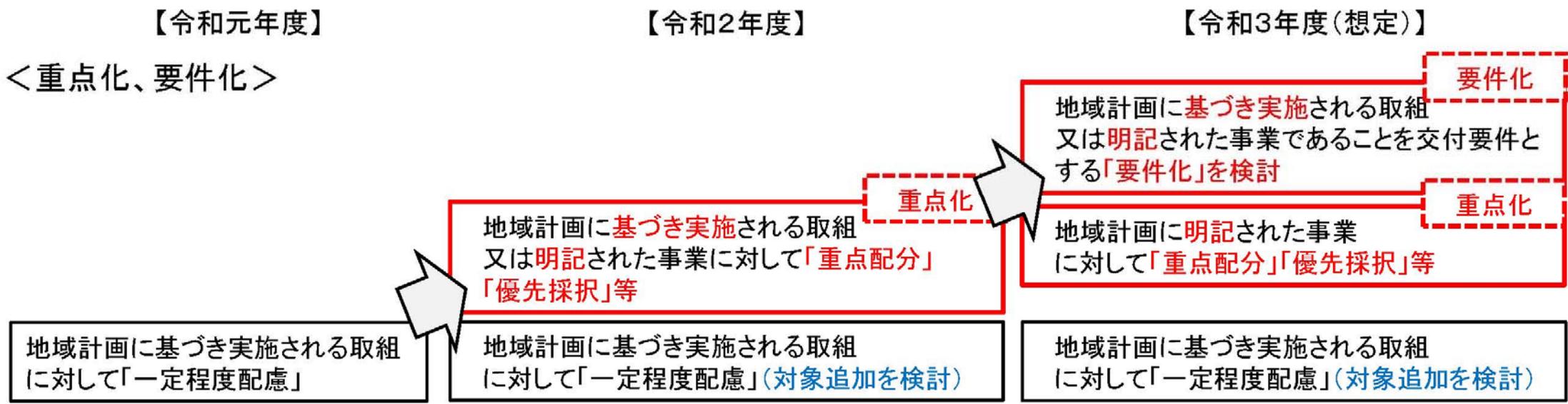


・国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～
(河川・洪水調整施設等の整備、河川堤防・構造物の耐震化)



(参考) 国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」(イメージ)

地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対して、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等により、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進



国土強靱化推進室、都道府県による地域計画の早期策定支援